

令和8年6月12日

会員事業者

(特殊車両通行許可利用事業者) 各位

公益社団法人 岩手県トラック協会

(公 印 省 略)

特殊車両の通行許可手続きの迅速化等に資する 『道路情報の電子化』に関する要望」の受付について

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行において、特殊車両通行許可制度における審査の迅速化、また、特殊車両通行許可制度の利用向上に向け、毎年度、国土交通省に対して優先的に「道路情報の電子化（道路情報便覧への収録）」を図る区間について要望を行い、道路管理者の判断を経て新たに電子化されております。

つきましては、岩ト協ホームページ「新着情報（他団体等）」から別添の提出表（Excel ファイル）をダウンロードしていただき、要望区間等をご記入のうえ、地図等とともに7月10日（金）までに岩ト協 業務部宛てにご提出いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 対象区間

道路法の適用となる次の①～④の道路において、特殊車両の通行のため道路関係情報のデジタル化（道路情報便覧への収録）を希望する区間を対象とする。

- ①高速自動車国道
- ②一般国道
- ③都道府県道
- ④市区町村道

注：本要望は、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行制度に係る道路が対象となり、道路法の適用外となる道路は、本要望の対象となりません。

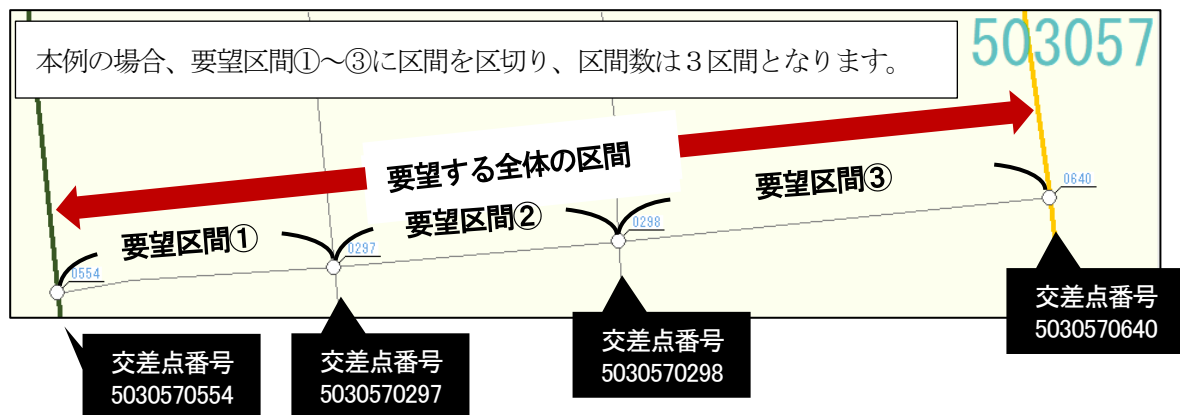
例) 臨港道路（港湾道路）、農道、林道、私道 等

2. 要望区間数の上限

新規の要望区間数の上限を1事業所あたり100区間とします。

※1区間＝隣り合う交差点番号間を指します。（未収録交差点番号を含む。）

＜区間数の数え方＞



＜留意事項＞

要望区間が未採択道路（道路情報便覧上で線形の表示がない道路）の場合は、該当する路線ごとに要望する始点から終点までを1区間と数えます。

3. 提出ファイル

次の①～②の電子ファイルを提出する。

※提出ファイルの作成方法は、入力例や「提出ファイルの作成手引き」をご参照ください。

※上記の提出ファイルや参考資料は岩ト協ホームページ「新着情報（他団体等）」からダウンロードして下さい。

- ① 令和8年度「道路情報の電子化」要望提出票（Excel ファイル）
- ② ①の要望区間に該当する道路情報便覧付図等の地図（PDF ファイル等）

4. 提出方法

令和8年7月10日（金）までに、電子ファイルにてメール又はCD-ROM等により、岩ト協 業務部宛てに提出して下さい。

①送信先メールアドレス： gyomu_01@iwatokyo.or.jp

②CD-ROM等電子媒体の送付先住所：

〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2丁目9-1

5. その他

要望結果につきましては、令和9年3月頃にご連絡する予定となっております。

<本件に関するお問合せ>

公益社団法人岩手県トラック協会 業務部 担当：三浦

電話：019-637-2171